

## 第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針及び 管理の指針となるべき事項

### 1. 歴史的風致形成建造物の指定方針

弘前の歴史的風致を形成する歴史的建造物の中で、重点区域において歴史的風致の維持及び向上を図る上で、必要かつ重要なものと認められる建造物を歴史的風致形成建造物として指定する。

史跡弘前城跡には、弘前城天守（重要文化財（建造物））が藩政期以降変わらぬ弘前のシンボルとして毅然としてそびえ、周囲には、重要文化財となっている3棟の櫓、5棟の門がそれを守るように配されている。

一方、今でも堀に囲われた弘前城の周りには、整然とした町割と外へ向って放射状に広がる道路が残っており、城下町弘前の都市形態は良く残されている。

また、津軽圏域の人々の信仰の対象であり、重要な景観要素でもある岩木山、その麓に構える岩木山神社を始めとした重要文化財と参道にも使われている旧街道筋を含む区域は、今もなお厳かな雰囲気<sup>おごそ ただよ</sup>を漂わせている。

これら重点区域として設定した「弘前城下町地区」と「岩木お山参詣地区」において、重要文化財と一体となって歴史的風致を形成している建造物に対し、弘前ならではの歴史的風致の維持及び向上を図っていくために、以下のとおり、歴史的風致形成建造物の指定方針を定める。

#### ① 文化財保護法に基づく登録有形文化財、青森県文化財保護条例に基づく青森県指定文化財、弘前市文化財保護条例に基づく弘前市指定文化財

市内に存する歴史的建造物の保存・整備は、文化財的調査の結果に基づき、その価値を明らかとするとともに、その価値に応じて、文化財保護法（昭和二十五年五月三十日法律第二百十四号）、青森県文化財保護条例（昭和二十九年四月青森県条例第十八号）及び弘前市文化財保護条例（平成十八年二月二十七日弘前市条例第百八十三号）に基づく登録・指定により、保護の措置を講じている。

これらの法令等に基づいて登録等を行った歴史的建造物のうち、本計画に記載する重点区域内に位置しており、その歴史的風致を形成し、かつその歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要があると認められるものを、歴史的風致形成建造物として指定することとする。

**② 弘前市趣のある建物に指定された建造物**

当市では、文化財には指定されていないものの、歴史と文化が息づく情緒豊かな建物を、学識経験者等で構成する検討委員会の選考により「弘前市趣のある建物」に指定し、保全と活用を図る制度を設けている。

この制度により指定された弘前の風情を醸し出している建造物のうち、本計画に記載する重点区域内に位置しており、その歴史的風致を形成し、かつその歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要があると認められるものを、歴史的風致形成建造物として指定することとする。

**③ 過去において区域の歴史的風致を形成していた建造物**

重点区域内において、過去に歴史的風致を形成していた建造物のうち、これを復元し、公開することが、区域の歴史的風致の維持及び向上のために特に必要と認められる場合は、これを復元した上で歴史的風致形成建造物として指定し、公開することとする。

ただし、復元、公開に当たっては、その建造物に関する学術的な調査・研究に基づき、区域の歴史的風致が正しく引き継がれるよう特に留意する。

**④ その他、弘前の歴史的風致の維持及び向上を図る上で、必要かつ重要なものとして特に市長が認める建造物**

重点区域内において、文化財の指定等は受けていないものの、歴史的、文化的価値が高く、当市の歴史的風致を形成していると認められる建造物は、本計画においてその保存・整備の方向性を定めたうえで、歴史的風致形成建造物に指定するものとする。

また、文化財的調査の結果に基づきその価値が明らかとなった歴史的建造物は、市の文化財指定、景観重要建造物の指定を併せて行なうこととする。

なお、歴史的風致形成建造物として指定が想定される建造物は、以下のとおりであり、順次、指定を図るものとする。

第7章 歴史的建造物の指定の方針及び管理の指針となるべき事項

【歴史的風致形成建造物一覧（候補）】

	建造物名 (建築年)		住所/所有者/ 文化財指定等	維持向上する 歴史的風致
1	弘前市民会館 (昭和39年(1964))		下白銀町	弘前さくらまつり に見る歴史的風致
			弘前市	
			景観重要建造物 前川國男建築	
2	旧藤田家別邸 洋館 (大正10年(1921)) 平成31年4月1日指定		上白銀町	弘前さくらまつり に見る歴史的風致
			弘前市	
			登録有形文化財 景観重要建造物	
3	旧藤田家別邸 和館 (昭和12年(1937)) 平成31年4月1日指定		上白銀町	弘前さくらまつり に見る歴史的風致
			弘前市	
			登録有形文化財 景観重要建造物	
4	旧藤田家別邸倉庫 (考古館) (大正10年(1921)) 平成31年4月1日指定		上白銀町	弘前さくらまつり に見る歴史的風致
			弘前市	
			登録有形文化財 景観重要建造物	
5	旧藤田家別邸 冠木門及び 両袖番屋 (大正11年(1922)) 平成31年4月1日指定		上白銀町	弘前さくらまつり に見る歴史的風致
			弘前市	
			登録有形文化財 景観重要建造物	
6	川崎染工場 (天明年間(1781～ 1789)、寛政年間(1789～ 1801)、またはそれ以前) 令和3年5月20日指定		亀甲町	弘前さくらまつり に見る歴史的風致 ・ 津軽伝統工芸職人 たちに見る歴史的 風致
			個人	
			市趣のある建物	

第7章 歴史的建造物の指定の方針及び管理の指針となるべき事項

	建造物名 (建築年)		住所/所有者/ 文化財指定等	維持向上する 歴史的風致
7	旧弘前市消防団西 地区団第四分団消 防屯所 (昭和8年(1933)) 平成31年4月1日指定		紺屋町	弘前さくらまつり に見る歴史的風致
			弘前市	
			市趣のある建物	
8	石場旅館 (明治12年(1879)頃)		元寺町	弘前さくらまつり に見る歴史的風致
			個人	
			登録有形文化財 景観重要建造物 市趣のある建物	
9	日本基督教団 弘前教会 教会堂 (明治39年(1906))		元寺町	弘前さくらまつり に見る歴史的風致
			宗教法人	
			県の有形文化財	
10	翠明荘 (旧高谷家別邸) (明治28年(1895))		元寺町	弘前さくらまつり に見る歴史的風致
			株式会社	
			登録有形文化財 景観重要建造物 市趣のある建物	
11	弘前市役所 本館 (昭和33年(1958)) 平成31年4月1日指定		上白銀町	弘前ねぶたまつり に見る歴史的風致
			弘前市	
			登録有形文化財 景観重要建造物 前川國男建築	
12	旧第八師団長官舎 (大正6年(1917)) 平成31年4月1日指定		上白銀町	弘前ねぶたまつり に見る歴史的風致
			弘前市	
			登録有形文化財 景観重要建造物 市趣のある建物	

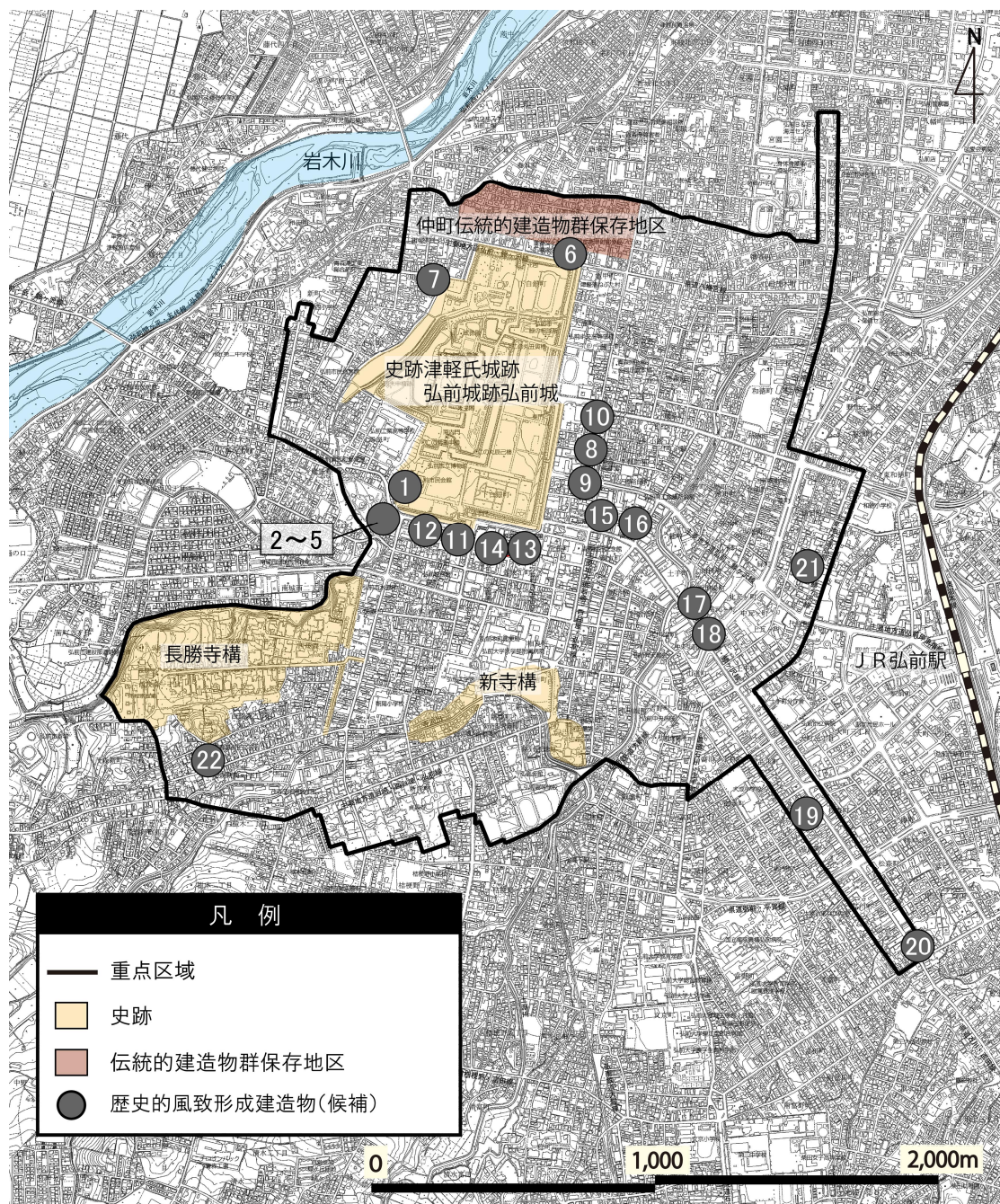
第7章 歴史的建造物の指定の方針及び管理の指針となるべき事項

	建造物名 (建築年)		住所/所有者/ 文化財指定等	維持向上する 歴史的風致
13	旧東奥義塾 外人教師館 (明治33年(1900))		下白銀町	弘前ねぶたまつりに 見る歴史的風致
			弘前市	
			県の有形文化財	
14	旧弘前市立図書館 (明治39年(1906)) 平成31年4月1日指定		下白銀町	弘前ねぶたまつりに 見る歴史的風致
			弘前市	
			県の有形文化財	
15	三上ビル (旧弘前無尽社 屋) (昭和2年(1927))		元寺町	弘前ねぶたまつりに 見る歴史的風致
			個人	
			登録有形文化財 景観重要建造物 市趣のある建物	
16	旧青森銀行 津軽支店 (百石町展示館) (明治16年(1883))		百石町	弘前ねぶたまつりに 見る歴史的風致
			弘前市	
			市の有形文化財	
17	開雲堂 (昭和3年(1928))		土手町	弘前ねぶたまつりに 見る歴史的風致
			個人	
			景観重要建造物 市趣のある建物	
18	旧一戸時計店 (明治32年(1899)) 令和3年5月20日指定		土手町	弘前ねぶたまつりに 見る歴史的風致
			個人	
			市趣のある建物	

第7章 歴史的建造物の指定の方針及び管理の指針となるべき事項

	建造物名 (建築年)		住所/所有者/ 文化財指定等	維持向上する 歴史的風致
19	よしや質店 (明治期)		松森町	宵宮に見る歴史的 風致
			個人	
			市趣のある建物	
20	有限会社 農高木静一商店 (昭和4年(1929))		松森町	宵宮に見る歴史的 風致
			個人	
			市趣のある建物	
21	保村打刃物製作所 (昭和38年(1963))		代官町	津軽伝統工芸職人 たちに見る歴史的 風致
			個人	
			市趣のある建物	
22	田澤刃物製作所 (清水一國) (昭和5年(1930))		茂森新町	津軽伝統工芸職人 たちに見る歴史的 風致
			個人	
			市趣のある建物	

<歴史的風致形成建造物及び歴史的風致形成建造物候補位置図>



## 2. 歴史的風致形成建造物の管理方針

歴史的風致を形成する重要な要素である歴史的風致形成建造物について、その維持及び保全を図る観点から、所有者、管理者等が行うべき維持管理の指針を以下のとおり定める。

### ①基本事項

歴史的風致形成建造物は、それぞれの建造物の価値に基づいて適正な維持と管理に努めるものとし、歴史的風致維持向上のために積極的な公開、活用を図っていく。特に、公開に関しては、通常外部から望見されるだけでなく、可能な範囲で内部公開を行うものとする。

### ②個別事項

#### i) 県及び市の指定文化財

県及び市の文化財の指定を受けているものは、それぞれ対応する条例等（青森県文化財保護条例、または弘前市文化財保護条例）に基づき、許可制度による現状変更行為の規制を行う。

具体的には、国の指定文化財と同様に、建造物の内・外部を対象として、現状を維持することとし、現状を変更する場合は痕跡調査に基づく復原を原則とする。

公開、活用などのために必要な措置は、歴史的価値の保存に支障を与えない範囲で実施するものとする。

特に、民間が所有するものの修理等に当たっては、文化財に関わる補助制度等を活用して所有者等の負担の軽減に努めるとともに、関連する審議会などにより必要な技術的指導を行うものとする。

#### ii) 登録有形文化財、景観重要建造物

文化財保護法に基づく登録有形文化財、景観法に基づく景観重要建造物は、それぞれ対応する法令等（文化財保護法、景観法、弘前市景観条例）に基づき届出、勧告等を主体とする行為規制及び指導・助言を行う。

これらの建造物は、歴史的風致の維持及び向上の観点から、建造物の外観を対象に、現状の維持及び保存を基本とし、その内部においても歴史的価値の高いものは、所有者に対し保存にかかる協力を求めるものとする。



iii) その他未指定・未登録の建造物

復元建造物や歴史的風致の維持及び向上を図る上で必要かつ重要なものとして認められる未指定・未登録の建造物は、適切な調査により、その価値を明らかにするとともに、必要に応じて市の文化財等に指定を行うことで、対応する法令・条例等に基づく保存、活用を図るものとする。

これらの建造物は、歴史的風致の維持及び向上の観点から、建造物の外観を対象に、現状の維持及び保存を基本とし、その内部においても、歴史的価値の高いものは、所有者に対し保存にかかる協力を求めるものとする。

③届出不要の行為

法第15条第1項第号及び同法施行令第3条第1号に基づく届出不要の行為は、以下の場合とする。

1. 登録有形文化財について、文化財保護法第64条第1項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合
2. 登録記念物について、文化財保護法第133条の規定に基づく現状変更の届出を行った場合
3. 県の有形文化財について、青森県文化財保護条例第18条第1項の規定に基づく現状変更の許可の申請を行った場合及び同条例第19条第1項の規定に基づく修理の届出を行った場合
4. 青森県の指定史跡名勝天然記念物について、青森県文化財保護条例第42条第1項の規定に基づく現状現行の許可の申請を行った場合及び同条例第43条第1項の規定に基づく修理の届出を行った場合
5. 弘前市の指定文化財について、弘前市文化財保護条例第21条第1項の規定に基づく現状変更の許可の申請を行った場合及び同条例第25条第1項の規定に基づく修理の届出を行った場合
6. 景観重要建造物について、景観法第22条第1項の規定に基づく現状変更の許可の申請を行った場合

